

實施するものとし専門學校以上の學徒についても積極的にこれを行ふこと。

- (三) 地方の實情に即し農村青少年らを以て食糧增産隊を編成し隨時隨處に出動して農耕または開墾に從事せしむること、なほ農村國民學校兒童の就勞に付更に適切なる措置を講ずること。

四、その他

(一) 肥料に関する措置

販賣肥料特に無機質肥料の供給確保に遺憾無からしむるため必要なる各般の方途を講ずるは勿論自給肥料の改良増産に施肥の改善に関する從來の施設を推進し特に綠肥作物種子の確保、都市屎尿の農村配給の強化、農業用石灰および石灰原石粉末の供給確保などに必要な措置を講ずること。

(二) 自給飼料に関する措置

自給飼料の増産に関する既定計畫の完遂に努むる外各種藻類、甘藷蔓その他莖葉等の利用を徹底するためサイロの普及施設を擴充するとともに未利用資源の活用および草類利用等に關し必要な措置を講ずること。

(三) 鄉土食運動に関する措置

各地には夫々その土地の生産事情に即し尊重すべき固有の郷土食存するもの少からざるを以て、大政翼賛會等を中心とし郷土食の存續復活を目途とする運動が地方事情に即し自發的に展開せらるる如く適當なる方途を講ずること。

(四) 滿洲國における應急增產に関する措置

滿洲國內における日本内地人開拓用地の未墾地を急速に開發して食糧の應急增產を圖る爲満洲國

の協力を得て適當なる措置を講ずること。

尙土地改良を擴充すると共に裏作の普及改良を囲り農地の生産力を增强する爲別途必要な施策を講すること。

二、主要食糧の自給力強化については外地に於てもその事情に應じ概ね本要綱に準じ措置すること。

水產物增產對策

一、増殖に関する措置

(一) 潟池、湖沼、河川等における未利用水面における鯉、鯿、鱈等の孵化放流施設等を擴充し淡水魚の増殖を圖ること。

(二) 大衆向海產多獲魚類の孵化放流施設を擴充すると共に未利用淺海面の開發により介藻類の増産を圖ること。なほ無動力漁船の操業促進の方途を講ずること。

二、遭難漁船に関する措置

時局に因る漁船遭難の場合において遭難漁業者及び遭難漁船に對する施設及び一定水域に出漁する漁船の出漁獎勵等の施設を急速に實施すること。

本要綱に基く政府の助成につき適切なる豫算的措置を講ずること。

[備考]

第一 趣旨

勤労報國隊整備要綱

決戦下の緊迫せる時局に對處して大政翼賛會はさきに指示せる國民皆勤運動實施要綱の趣旨により、各地域、各職域、各團體に於いて普く勤労報國隊の組織を一層整備し且つこれを常時組織となし統一ある綜合企畫の下に勤員して直接生産增强に寄與するとともに國民皆勤運動の中核たるの實を發揮せしめ全國民の勤勞奉公精神を高揚し戰力增强の飛躍的進展に資せんとする。

決定

大政翼賛會の勤労報國隊整備要綱の

(四) 農耕地の他用途への轉換はこの際特に抑制すると共に、農業者の徵用及び他部門への轉出については格段の注意を拂ふこと。

すること。

(三) 不要不急作物の生産抑制その他作付統制の徹底を期すると共に、不耕作地の解消及び空閑地の利用等に關し要すれば法令に依る措置を講

第一 隊の組織

一、勤労報國隊は左記各團體等に於いて之を組織す。

(イ) 大日本翼賛壯年團

(ロ) 大日本產業報國會

- (ハ) 商業報國會
(ニ) 農業報國聯盟
(ホ) 日本海運報國團
(ヘ) 太日本青年團
(ト) 大日本婦人會

- (チ) 勞務報國會
(リ) 官公衙及び常時百人以上の從業員を使用する會社、商店、工場、事業場（國民勤勞報國協力令第十條第六號の官衙、工場及び事業場を除く）但當時百人未滿の從業員を使用するものにありても適宜これを組織することを得るものとす。

右に該當せざる者といへども本人の志願ありたる場合は隊員たり得ること。
但身體虚弱にして勤勞に耐へざる者は隊員たることを得ず。

二、編成

- (イ) 單位隊は地域又は職域その他團體毎に組織しその隊員の數に應じ小隊、中隊又は大隊に編成すこと。

- (ロ) 概ね十名内外を以て班とし、三班を以て小隊、三小隊を以て中隊、二個中隊以上を以て大隊とすること。

- (ハ) 小隊の構成員はなるべく均一なる素質、共通なる條件の者を以て編成すること。

- (ニ) 容要又は水火災その他災害等緊急事態に處するため、大工、左官、舊職等の特殊技能者に就ては當該同業組合に於いて特技隊を編成すること。

第三 隊の編成

- (イ) 隊の結成は勤勞報國隊指導本部指導の下に關係團體に於いて之を行ふものとす。

- (ロ) 隊の結成に當りてはその地の神社その他神聖なる地域に於いて神前に最も嚴肅なる結成式を行ひ、之をその隊の發足とする。

- (ハ) 隊の結成は特別の事情なき限り本年九月一日迄に之を完了すること。

- 五、指導本部は勤勞報國隊の編成、指導、訓練、動員その他諸般の企畫に當ること。

- (イ) 結成を了したるときは當該隊の所屬團體長より隊の名稱、特性、隊員數、隊長及び班長の氏名、結成月日等を具して勤勞報國隊統監に報告すること。

- (ロ) 每年、三月一日及び九月一日現在の隊の編成概況を右に准じ届出のこと。

- (ハ) 勤勞報國隊統監は管下に於ける三月一日及び九月一日現在の隊の編成概況を大政翼賛會事務總長に報告すること。

第四 隊の名稱

- 隊の名稱は團體名を冠稱すること。例へば、「何々産業報國會勤勞報國隊」「何々町内會勤勞報國隊」「何々會社勤勞報國隊」

第五 指導本部

- 一、各種勤勞報國隊を綜合的、一元的に指導するため大政翼賛會道府縣支部に勤勞報國隊指導本部を、市、郡（六大都市に在りては區）支部に同支部を設置すること。

- 二、道府縣勤勞報國隊指導本部に統監を置き大政翼賛會同府縣支部長たる地方長官を以てこれに充つること。

- 三、指導本部長は大政翼賛會道府縣支部事務局長を、指導支部長は大政翼賛會郡市區支部長を、指導副支部長は大政翼賛會郡市區事務長を以て之に充つること。

- 四、指導本部並に指導支部の役職員に付ては右に定むるもの外各地の事情により夫々適宜之を定むること。

- 五、指導本部は勤勞報國隊の編成、指導、訓練、動員その他諸般の企畫に當ること。

- 一、隊員の資格
第三 隊の編成
(ハ) 男子に當りては十四年以上五十年未滿の者、女子に當りては十四年以上廿五年未滿の未婚者たること。

六、指導支部は指導本部の方針に基き行動すること。

七、學校報國隊に關する指導統制は道府縣學校報國隊本部に於いて勤勞報國隊指導本部と緊密なる連繫を保持し之に當ること。

八、勤勞報國隊指導本部に協議會を開くこと。
(イ) 本年一月三十日附實厚第廿六號「國民皆勤協議會開催要領」に據り勤勞報國隊の結成、動員等に關する協議會を開催し勤勞報國隊運動の圓滑敏捷且つ有效なる展開實施に付具體的に協議打合せを行ふこと。

(ロ) 協議會は左記官公衙、團體等の主務者等を以て組織すること。道府縣廳並に關係官公衙、國民職業指導所、軍關係廳(聯隊區司令部、海軍人事部、運輸部、軍需部、作業廳等)、學校、國民運動諸團體(大日本翼賛壯年團、大日本產業報國會、商業報國會、農業報國聯盟、日本海運報國團、大日本青年團、大日本婦人會、勞務報國會等)、農會、工場、作業場其他必要なる團體。

(ハ) 支部協議會の組織は概ね前項に準ずること。
第六 動員

一、計畫動員

勤勞報國隊は原則として地方長官の設定する勤勞報國隊需給計畫に應じて出動すること。

二、緊急動員

空襲又は水火災、その他の災害等に際し必要あるときは地方長官その他關係官廳の要請に遵ひ若くは之と連繫して直に出動すること。

三、隨時動員

前項の外必要且つ有效なる作業を興しこれに隨時

自發的に出動すること。

第七 訓練

一、勤勞報國隊は盡忠報國の精神より發足するものなればこれを基調として強力なる實踐を遂げしむるやう特にこれが訓練に意を用ひること。

二、勤勞報國隊指導本部は適當なる方法に依り勤勞報國隊の資質を向上し、その行動を有效ならしむるため、勤勞報國隊幹部並に現場指導者の訓練の實施又是斡旋に當ること。

三、勤勞報國隊招請側責任者はその招請に付萬遺漏なき手配をなすこと(「國民皆勤協議會開催要領」三の(1)(2)参照のこと)。

四、勤勞報國隊の行動要式、訓練要項等に付ては夫々道府縣勤勞報國隊指導本部に於いて適宜之を定むること。

第八 その他

一、勤勞報國隊の運動は愛國運動に出づるものなるも、その勤勞奉仕の期間、性質等に依りては國民勤勞報國協力令に依らざる場合に於いても謝金及び手當を受くるを得ること。

二、本要綱に定むるものゝ外、勤勞報國隊制度の刷新強化に關する厚生、文部省通牒に遵ひ實施のこと。

三、已に發足活動せる勤勞報國隊にして本要綱により新たに變更の要なしと認めらるゝものに付ては大政翼賛會事務總長に打合せること。

大本營陸軍報道部長の米英戰力に關する講演要旨

大本營陸軍報道部長谷萩少將は昭和十八年五月廿五

日横濱に於いて「米英敢て恐るゝに足らず、但し悔るべからず」なる題下に特に北米合衆國の戦力をその生産力及び人口資源の觀點より分析批判するところがあつたが、その講演要旨を新聞報道により再録すれば左の如くである。

谷萩陸軍報道部長講演要旨

敵側陣營の中核が米國であり、英國も重慶も米國に依存して前途暗澹たる戰ひを續けてゐるのであるが、この米國は勝利の三要素として生産力、人力及び時間を擧げて宣傳これ努めてゐる。私はこの三要素について検討を加へ以て米英敢て恐るゝに足らず、但し侮るべからざる所以と、長期戦の最後の勝利は絶對確實に権輻側に在ることを明かにしたいと思ふ。

米國は世界最豊富の資源を有し最優秀なる生産機構を持つことは周知のことで、これによつて所謂天文學的數字と批評される軍需生產を企圖してゐるのは事實である。然し實際の生產は彼等の誇示する數量の六割程度であらうと察せられる。それは某資源の不足、分配輸送の不圓滑等によるものである。先づゴムの不足である。ゴムの九割は大東亜のわが占據地から生産される。現在米國の持つゴムのストックは四十萬トン内外で中南米アフリカ地域からの取得は最大限數萬トン、國內の再生ゴムは約廿萬トンであるが米國の所要量は年約八十萬トンであるからこの一兩年以内に行詰る筈の計算となる。米國は自下人造ゴム即ち合成ゴムの生産年約四十萬トンを目指して大いに努力しつゝあるが、これも豫定通りには參らぬらしい。單にゴムのみを取り上げても然り。このほか鐵、錫、マンガン、アル